

白川町男女共同参画計画

ひと ひと
女と男が輝き共生の心をもって暮らせる
あったかいまち



令和4年4月

白川町男女共同参画計画

目次

第1章 計画策定にあたって

策定の趣旨	1
計画の性格	1
計画の期間	1
計画の位置付け	1
基本理念	2
基本的な視点	3
計画の体系	5
本計画に関連するSDGs	6

第2章 計画の内容

基本方針 I 男女共同参画社会形成のための意識づくり

施策の方向性

1 男女共同参画の理解の推進	8
2 男性や子どもにとっての男女共同参画	9
3 人権尊重とあらゆる暴力の防止	11

基本方針 II 男女が共に参画できるまちづくり

施策の方向性

- 1 政策・方針決定に関わる男女共同参画 …… 1 2
- 2 心と身体 の健康づくり …………… 1 3
- 3 男女が共に働きやすい環境の整備 …………… 1 5

基本方針 III 共生の心に満ちたあったかいまちづくり

施策の方向性

- 1 家庭生活における男女共同参画の推進 …… 1 8
- 2 地域活動における男女共同参画の推進 …… 1 9
- 3 協働によるまちづくりの推進 …………… 2 0
- 4 社会的支援に関わる環境の整備と充実 …… 2 2

用語説明 …………… 2 5

資料 …………… 2 7

第 1 章 計画策定にあたって

策定の趣旨

我が国の男女共同参画社会の形成に向けた取組は、昭和 50 年「国際婦人年」の女子差別撤廃条約等に基づく国際社会における動きを契機として始まりました。その後、平成 11 年 6 月には「男女共同参画社会基本法」が制定され、「第 1 次男女共同参画基本計画」（平成 12 年 12 月策定）、「第 2 次男女共同参画基本計画」（平成 17 年 12 月策定）、「第 3 次男女共同参画基本計画」（平成 22 年 12 月策定）、「第 4 次男女共同参画基本計画」（平成 27 年 12 月策定）を経て、「第 5 次男女共同参画基本計画」（令和 2 年 12 月）が策定されています。

また、平成 27 年 8 月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が成立し、女性の採用・登用・能力開発のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付けられました。

白川町における人口減少、少子高齢化の現実の中では、女性がもっと社会の活性化のために参画し、男女がともに力を合わせて支えていかななくてはならない時代を迎えています。

こうした現状や課題を踏まえ、白川町の女性も男性も人間として一人ひとりがお互いの人権を尊重し合い、責任を分かち合いながら、その個性と能力を十分に発揮することのできる社会の実現をめざして、この計画を策定します。

計画の性格

本計画は、家庭・地域社会・職場などあらゆる場面で、男女共同参画についてそれぞれの立場から町民みんなで共有し、考え、責任を持って行動することで、ともに創り上げる社会像をめざしています。

計画の期間

この計画の期間は、令和 4 年度から令和 10 年度の 7 年間とします。ただし、社会情勢の変化や住民のニーズの変化などにより、必要に応じて見直しを行うものとします。

計画の位置付け

「白川町第 6 次総合計画」を上位計画とし、各分野において基本方針との連携を図ります。

(1) 白川町男女共同参画計画としての位置付け

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項の規定に基づき策定する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画です。

(2) 法令及び関連計画との整合性

本計画は、男女共同参画社会基本法、国の男女共同参画基本計画及び岐阜県男女共同参画

計画を踏まえ、白川町総合計画及びその他各種計画との整合を図るものとしします。

(3) 白川町 DV 防止基本計画としての位置付け

本計画の一部は、本町における配偶者からの暴力防止、被害者の保護・視点に関する基本的な考え方及び施策の方向性を示すものとして、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に規定する基本計画として位置付けます。

(4) 白川町女性活躍推進計画としての位置付け

本計画の一部は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく町の推進計画として位置付けます。

(5) 持続可能な開発目標（SDGs）としての位置づけ

本計画の一部は、日本を含め国連に加盟する世界193か国が目指す「持続可能な開発目標（SDGs）17のうち、『5 ジェンダー平等を実現しよう』を当町として具現しようとするものです。また、他のSDGsにつながるものも、それらを明記します。

(6) すべての町民にとっての男女共同参画計画としての位置付け

本計画は、行政はもとより、家庭、職場、学校、地域などにおけるすべての町民がそれぞれの立場で、自ら考え、行動するための共有の指針となる計画です。

基本理念

社会や経済の環境が急激に変化し、ますます価値観が多様化する中で、これからは真の生活の豊かさが求められる時代となり、一人ひとりがそれぞれの生き方を自由に選択できる社会であることが望まれます。

国は、男女共同参画社会について、次の5つの基本理念からその方向を示し、男女共同参画社会を推進するために、「男女共同参画社会基本法」を制定しています。

【男女共同参画社会基本法の基本理念】

- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会における制度又は慣行についての配慮
- 3 政策等の立案及び決定への共同参画
- 4 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 5 国際的協調

本計画では、この「男女共同参画社会基本法」が掲げる5つの理念や白川町第6次総合計画等の上位計画に基づき、次の基本理念を設定します。

女(ひと)と男(ひと)が輝き共生の心をもって暮らせるあったかいまち

すなわち、すべての人が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、社会の対等な構成員としてあらゆる分野に男女がともに参画し、それぞれの個性と能力を十分に発揮できることを基本理念とした、男女共同参画社会をめざします。

基本的な視点

(1) 人権の尊重

日本国憲法第14条において、「すべての国民は、法の下に平等であって、人権、信条、性別、社会的身分または門地により、政治的、経済的または社会的関係において、差別されない」と定めており、この条文において人権の尊重がうたわれています。これを土台に男女共同参画社会基本法などにより、男女平等の実現に向けてさまざまな取り組みが進められています。しかし、未だ十分ではなく、なお一層の努力が必要とされています。

男女共同参画社会をめざすためには、男女が互いの人権を尊重し合い、あらゆる場において男女の人権が保障されるような社会を実現する必要があります。

(2) ジェンダーに敏感な視点の定着

ジェンダー(社会的、文化的に形成される男女の差異)は、制度や慣習の中に存在し、社会のあらゆる分野において気づかないところに潜んでいます。ジェンダー意識は、子どもが成長する過程でさまざまな経験を通して無意識のうちに身に付けてしまい、そういった積み重ねによって男女の不平等感が生まれています。

こういったジェンダー意識を取り除くために、あらゆる分野において性別による差別や偏りがないかを考え、ジェンダーに敏感な視点に立った行動を定着させる必要があります。

(3) エンパワーメントの促進

男女共同参画を推進していくためには、これまでに女性の参加が少なかった分野においても、積極的に女性の参画を求めることが必要です。一人ひとりの女性が自らの意識を高め能力を開発し、その能力を十分に発揮し、社会的責任を分担できる力を持つこと、エンパワーメントを推進するための環境を整備する必要があります。

(4) パートナーシップの確立

男女共同参画社会の実現に向けては、女性と男性のパートナーシップ（対等な協調・協力関係）はもちろんのこと、世代を超えたあらゆる環境でのパートナーシップが必要です。女性が安心して働ける環境に必要なこととして、人や組織がさまざまな形でパートナーとして、互いに理解し協力していかなければなりません。家族・地域社会・職場でのパートナーシップ、住民と行政とのパートナーシップなどにより、男女共同参画を進めていく必要があります。

(5) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現

わが国の社会は、少子化や高齢化の進行に伴い人々の働き方に対する意識や社会経済の構造変化に必ずしも適応しきれず、仕事や生活が両立しにくい現実に直面しています。男女共同参画社会の実現に向けては、誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持つ、健康で豊かな生活ができるような社会をめざしていく必要があります。

計画の体系

基本理念

ひと
女
と
ひと
男
が
輝
き
共
生
の
心
を
も
っ
て
暮
ら
せ
る
あ
っ
た
か
い
ま
ち

基本的な視点

- (1) 人権の尊重
- (2) ジェンダーに敏感な視点の定着
- (3) エンパワーメントの促進
- (4) パートナーシップの確立
- (5) ワーク・ライフ・バランスの実現

基本方針と基本的施策

I 男女共同参画社会形成のための意識づくり

- 1 男女共同参画の理解の推進
- 2 男性や子どもにとっての男女共同参画
- 3 人権尊重とあらゆる暴力の防止

II 男女が共に参画できるまちづくり




- 1 政策・方針決定に関わる男女共同参画
- 2 心と身体健康づくり
- 3 男女が共に働きやすい環境の整備




III 共生の心に満ちたあたたかいまちづくり

- 1 家庭生活における男女共同参画の推進
- 2 地域活動における男女共同参画の推進
- 3 協働によるまちづくりの推進
- 4 社会的支援に関わる環境の整備と充実

本計画に関連するSDGs

本計画は、日本を含め国連に加盟する世界 193 か国が目指す「持続可能な開発目標（SDGs）17のうち、『5 ジェンダー平等を実現しよう』を当町として具現しようとするものです。また、他のSDGsにつながるものも含め、推進項目ごとに明記します。

関連するSDGs	ターゲット名	ターゲット内容
	3.8	全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセスおよび安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成する。
	4.1	2030 年までに、全ての子供が男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。
	4.2	2030 年までに、全ての子供が男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。
	5.1	あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
	5.2	人身売買や性的、その他の種類の搾取など、全ての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。
	5.4	公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、並びに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。
	5.5	政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。
	5. b	女性の能力強化促進のため、ICT をはじめとする実現技術の活用を強化する。
	5. c	ジェンダー平等の促進、並びにすべての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。

	<p>8.3</p> <p>8.5</p>	<p>生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を推奨する。</p> <p>2030 年までに、若者や障がい者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。</p>
	<p>11. b</p>	<p>2020 年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靭さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台災害枠組 2015-2030 に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。</p>
	<p>16.2</p> <p>16.7</p>	<p>子供に対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。</p> <p>あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。</p>

第 2 章 計画の内容

白川町男女共同参画計画は大きく 3 つの基本方針を掲げ、それを実現するための基本的施策ごとに現状と課題を挙げ、それらを解決・改善するために、どのような具体的な取り組みを行うのかを定めます。

ただし、内容によっては担当課以外の課も積極的に協力することとし、事業によっては、複数の基本的方針、基本施策にわたるものもあります。

基本方針 I 男女共同参画社会形成のための意識づくり

【施策の方向性】 1 男女共同参画の理解の推進



現状と課題

男女共同参画社会を推進し、その視点を活かしたまちづくりを実現するためには、男女共同参画とはどういうことなのか、どのような考え方なのか、そしてどのような具体的な内容を持つものなのかなど、さまざまな方法を使って、最新の情報を広く共有する必要があります。

現状をみれば職場、地域社会、社会通念・慣習、法律や制度、政治までも含めた社会全般にわたって、男性が優位な立場にあると多くの人が感じています。男女共同参画社会を実現するためには、根底にある性別役割分担意識をなくす働きかけが必要です。

あらゆる世代の人たちを対象に、男女共同参画をテーマとした講座等を開催し、知識の伝達や意識改革を促す機会の提供が求められています。

具体的な取り組みの方向

① 男女共同参画に関する広報啓発・情報啓発

「広報しらかわ」や町ホームページ、ケーブルテレビ等の媒体を通して広報・啓発活動を行います。また、インターネットや情報誌を活用し、国や県、自治体などが発信する情報を収集して町民に提供します。

男女共同参画に関するチラシや資料などを活用した啓発活動を実施します。

なお、町が発行する印刷物において、性差をはじめとした差別的な表現のない刊行物を発行します。

具体的な取り組み
「広報しらかわ」などによる啓発活動・情報提供
インターネットなどによる情報収集・発信
男女共同参画に関する図書等の充実
性差をはじめとした差別的な表現に対する掲載への配慮

② 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

男女共同参画に対する意識を高めていくために、男女共同参画について考える場、あるいは学習する場を提供していくことが重要です。

白川町が単独で行うだけではなく、美濃加茂市を中心とした定住自立圏域の市町村との連携を深め、広域的にいろいろな考えや行動のあり方を広く学び、知識を高めていく工夫ある活動を推進していくことも大切です。

そして、あらゆる世代の男女が生涯にわたり、その能力を高めていくことができるよう、実施にあたっては夜間や休日に行うなど、それぞれのライフスタイルにあった学習機会を提供します。

また、学校ではすべての教育活動を通して、お互いの人権を尊重し性別にとらわれることなく役割を果たし、男女平等の感覚を磨きます。さらには、一人ひとりの個性と能力にあった進路選択や主体的に判断をくださることのできる児童生徒の育成を継続していきます。

具体的な取り組み
町職員に対して、男女共同参画に関する研修を開催
男女共同参画に関する講演会や学習会を開催
教育活動・学校（園）運営における男女共同参画の推進
性別にとらわれない教育や進路指導の推進
各種団体に対する意識啓発

【施策の方向性】 2 男性や子どもにとっての男女共同参画



現状と課題

働く女性が増えている中で、女性の就労と家事・育児の関係では、「女性は仕事を持つのはよいが、家事育児をきちんとするべきだ」という意識はまだ根強く残っています。男女共同参画社会の実現には、家庭生活や育児などへの男性の協力や参加が必要不可欠です。

そして、男性自身の意識改革を促すことにとどめず、女性自身も積極的に意識改革に関わっていく姿勢をつくり、それを育てる営みを積み重ねることが求められます。また、性別による役割の分担意識は、幼少時の家庭において形成される部分が多いことから、子どもたち

への教育も重要です。子どもの頃から男女共同参画意識を家庭生活から育むことは、子ども自身のためだけでなく社会全体における男女共同参画を推進することにもつながります。

そのため、男性の育児参加の支援や、学校教育等を通じて、子どもたちに男女共同参画について考え、体験する機会を提供していく必要があります。

具体的な取り組みの方向

① 男性が家庭・地域社会に参画しやすい職場環境づくりの推進

「夫婦が協力しあって子育てをする」ためには、男性の育児休業等がとりやすい環境や就業時間の短縮化など、それぞれの職場の理解と協力が得られるよう働きかけなくてはなりません。

男性が子育てに積極的に参加できるよう、町が率先して職員に育児休業等の制度を活用するよう働きかけます。また、町と商工会が連携し、男性の育児休業・介護休暇等の取得を推進します。

具体的な取り組み
男性職員の育児休業・介護休暇等の取得の促進
商工会との連携（事業所等への取組みの啓発促進）

② 男性の育児参画への支援

男性自身が家庭や地域における父親の役割を認識し、育児に積極的に参加するよう、家庭教育をテーマにした父親参加型の事業を行います。家庭教育に対する関心や意識を高めるため、育児や生活をテーマにした講演会や教室を開催し、男性の参加を促します。

また、PTA活動は、休日も含めて主に母親が参加していますが、男性が子育てや地域社会に参加する絶好の機会であるため、父親へのPTA活動などへの参加の呼びかけや授業参観・懇談会などの参加を働きかけます。

具体的な取り組み
乳幼児期家庭教育学級・保小中家庭教育学級の開催（父親の参加）
父親参加型の講座や教室の開催
保護者参加行事やPTA活動の充実

③ 学校教育における男女共同参画

男女共同参画社会を構築していく上で、小・中学校での教育は重要な役割を担っています。男女共同参画に対する土台をしっかりと築き、中学校卒業後も揺るぎない価値観をもった社会人に成長を促すことが必要です。男女共同参画意識を培うため、学校教育では男女共同参画

についての意識を育てる学習を、全教育活動を通して推進します。

具体的な取り組み
男女共同参画教育についての教職員研修の実施と評価
教科、道徳、特別活動等を通して児童生徒に学習と経験の積み重ね
中学生の職場体験の充実
小・中学生のキャリア教育の強化、充実

【施策の方向性】3 人権尊重とあらゆる暴力の防止



現状と課題

男女が共に社会のあらゆる分野に主体的に参画していくためには、男だから、女だからという固定的な価値観にとらわれず、互いを認め合う関係づくりが必要です。それを阻む一つの要因に、女性や子どもに対する暴力があります。女性や子どもへの暴力の根絶は、男女共同参画社会を実現する上で克服しなければならない課題です。

セクシュアルハラスメント（※1）やドメスティック・バイオレンス【DV】（※2）、児童虐待をはじめとした人権侵害に対して、速やかに対処できる相談体制の充実が必要です。（※印は、巻末の「用語説明」をご参照ください。）

具体的な取り組みの方向

① 人権尊重意識の啓発

男女共同参画社会を実現することとは、人権尊重の精神が満ちあふれた社会にすることです。すべての人が男女共同参画を正しく理解し、意識を高めていけるような啓発活動を展開し、人権尊重の意識の浸透を図ります。

具体的な取り組み
「広報しらかわ」などによる啓発活動・情報提供
人権尊重に基づく教育の推進・充実
人権侵害などに関する相談体制の充実

② 女性や子どもに対する暴力の根絶

暴力や子どもへの虐待は、その対象の性や年齢、加害者・被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。暴力や虐待の根絶に向けて、広報・啓発活動に努めるとともに、相談体制の充実を図ります。セクシュアル・ハラスメントやパワーハラスメント（※3）

をはじめ、すべてのハラスメント行為の防止に対する意識を高めます。

具体的な取り組み
DV・児童虐待未然防止のための啓発活動、情報提供
各種関係機関との連携強化によるDV・児童虐待被害の早期発見と対応
各種相談機関との連携による相談体制の充実（DV・各種ハラスメント）

③ メディアにおける女性の人権確立

急速に進展する情報化社会において、スマートフォン等の情報媒体の普及により、自分の意志、情報を伝える手段は多様化しています。その手段も双方向に、しかも瞬時にそのやり取りが可能となっています。また、自分の知らない相手が情報を閲覧し、さまざまな反応もします。こうした状況の中で、女性の人権が損なわれている事例も見受けられます。情報化社会に生き、活用していく人として情報モラルを高め、情報に対して的確に判断をくだしていけるよう意識啓発に努めます。

具体的な取り組み
広報等全ての刊行物の性別役割分担意識を助長するような表現の排除
学校・家庭・地域が連携し有害情報除去等の排除活動の実施
乳幼児から青少年まで良質な図書を紹介

基本方針Ⅱ 男女が共に参画できるまちづくり

【 施策の方向性】 1 政策・方針決定に関わる男女共同参画



現状と課題

女性の社会への進出は、過去 10 年間と比較すると多くなってきていますが、まちづくりの方針決定の過程では、未だに十分な参画が得られて進んでいるとは言えません。活力あるまちづくりを進めるためには、女性が本来持っている能力を伸ばし、取り入れ、その考え方や意見を、方針・施策決定過程などに活かし、男女の意見がともに反映されバランスのとれた施策があたりまえにできるよう、あらゆる分野で女性が参画しやすい環境を整える必要があります。そして女性自身も自立的に行動し、判断できる自分づくりが求められます。

そのため、政策・方針決定過程における男女の構成比の適正化に努めます。

具体的な取り組みの方向

① 町の審議会等委員への女性の登用推進

白川町は、女性の審議会等における参画状況の目標値を具体的には設定していませんが、地方自治法（第 202 条の 3 及び第 180 条の 5）に定める審議会や委員会等に参加して下さっている女性は合わせて 17 名（令和 3 年 4 月現在）で、総委員数の 15.6%となっています。引き続き、女性委員の登用を積極的に推進します。

具体的な取り組み
審議会等への女性委員登用の推進（女性のいない審議会の解消をめざす）

② 町の管理職などへの女性の登用推進

行政においても、女性の管理職への登用を積極的に推進していく必要があります。管理職としての資質を備え、能力を発揮することができるよう、管理職員育成講座や研修講座に積極的に参加してもらい、女性の職業能力の伸長を図るなど人材の育成を行います。

管理職の登用にあって、全ての行政の部門は、性別を問わず能力によるものとし、管理職にふさわしい人材育成に努めるとともに、女性の登用を推進します。

具体的な取り組み
管理職などへの女性職員の登用
リーダー育成等の講座・研修会等への参加を促進
女性の職業能力育成を見通した人事異動

③ あらゆる立場の意見を反映させるシステムづくり

活力あるまちづくりを進めるために、あらゆる立場の意見を反映させることができるシステムづくりを推進します。

具体的な取り組み
ワークショップ（※4）、パブリック・コメント（※5）等の推進
地域・自治会役員などへの女性登用

【施策の方向性】 2 心と身体の健康づくり



現状と課題

生涯を通じて、明るく楽しく生きがいを持って過ごす上で、健康の維持増進を図ることは重要なことです。高齢化が加速的に進む中で、介護が必要にならないような健康の維持増進

を図り、介護予防も含めた健康づくりができる環境の整備が求められます。

また、女性は、生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面します。こうした女性の健康上の問題に対して、生涯を通じた健康づくりを推進していく必要があります。

具体的な取り組みの方向

① 母性保護の向上と母子保健の充実

女性の社会進出や核家族化（別世帯化）が進む中で、出産や子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。安心して子どもを産み育てることができるように、母性保護の向上と母子保健の充実に努めます。

また、食生活改善推進協議会による親子食育教室や、家庭教育学級で食育を学習内容とする講座を開催し、安心感の得られる食材の選択や栄養バランスについて学ぶとともに、安全で規則正しい食事から健やかな生活リズムをつくるように働きかけます。

具体的な取り組み
職場における母性保護と健康増進の推進
健康診査の受診率や予防接種率の向上
母子保健事業の充実
不妊に対する支援の充実
「食教育」の実施
子育てに関する情報提供・相談業務の充実

② 性に関する教育の推進

情報があふれる現在、情報伝達手段の発達に伴い、求める情報を容易に入手できます。性に関する情報も例外でなく、誤った情報も含めて氾濫しています。子どもたちがエイズや性感染症、妊娠や中絶など男女の性に関する正しい知識と理解を身に付けるため、適切な性に関する教育を推進します。

また、女性自身が自分の身体について知り、自己決定していくため、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（※6）の概念が定着するよう啓発に努めます。

具体的な取り組み
学校における性に関する教育の推進
乳児定期健診時にリプロダクティブ・ヘルス／ライツ講座の開催
リプロダクティブ・ヘルス／ライツ理念の普及と啓発

③ 健康づくりの推進

健康の維持増進を図るためには、住民一人ひとりが自分の健康に対する意識を高める必要があります。健康に関する情報提供や話し合いの場を設けるなど、さまざまな形で心身の健康に対する意識啓発を行います。

具体的な取り組み
健康診査の受診率向上に向けての働きかけ
健康づくりに関する情報提供と意識啓発
保健指導の充実と事後指導

④ 介護支援体制の充実

高齢化が進む中、介護が必要な高齢者も増加しています。介護保険サービスが充実する一方で、在宅では、介護の担い手の多くを女性が行っており、介護負担が大きなものになっています。

介護が女性に集中しないように、介護保険サービス等の充実を促進するなど、介護負担の軽減を図ります。

具体的な取り組み
介護保険サービスの充実と情報提供
介護に関する相談体制の充実
障がい者福祉サービスの充実と情報提供
介護休暇の取得促進

【施策の方向性】 3 男女が共に働きやすい環境の整備



現状と課題

少子高齢化の進行に伴い、男性だけでなく女性の労働力を求めていかなければ社会が成り立たなくなっています。しかしながら、「女性が仕事を持つのはよいが、家事・育児もきちんとするべき」に代表される意識や男性が優位な社会になっていることは否めません。育児・介護休業法（※7）の整備により、育児休業・介護休暇等が取得しやすくなったものの、依然、家事や育児、介護などの負担は女性に偏っていることが否めないことから、働く意欲のある女性の障害となっているのが現状です。

長期的な展望に立って男女が共に仕事と子育て、介護や地域的活動を担い、生涯を通じて充実した生活を送ることができるよう、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」（※8）の意識啓発を推進する必要があります。

具体的な取り組みの方向

① 男性優位の待遇の改善

給料や仕事内容、昇進などについての不満は、男女で大きく差があるのが現状です。男女が共に、その能力に応じて働きやすい職場環境づくりをめざしていく上では、職場において男性が優遇されている現状の改善が必要です。

また、女性においても、男だから女だからという意識をなくし、能力を積極的に発揮していく必要があります。

そのためには、行政が率先して積極的に改善していくとともに、商工会や町内事業所へ普及・啓発をしていきます。

具体的な取り組み
男性優位の待遇場面の洗い出しと改善
男女を差別する意識の解消
商工会との連携（事業所等への取組の啓発促進）

② 職場における仕事と家庭の両立支援の促進

女性が働き続ける上で、結婚、出産、子育て、介護といった問題があります。子育てや介護は、家庭だけではなく社会で一緒にやっとなければならないものです。

子育てや介護を女性だけが担うのではなく、男性も平等に担わなければならないことを職場も理解し、女性が働き続けることができる社会をめざし、育児・介護休業制度をはじめとした支援制度を普及・啓発していきます。

また女性が自ら夢を描き、社会に関わることができるよう、起業に対する研鑽の機会をつくれます。

具体的な取り組み
育児休業・介護休暇等の取得推進
女性が働き続けられるための職場環境の改善
女性の再就職に対する支援の働きかけ（事業所・商工会）
女性の職業能力育成に対する支援
女性起業家に対する支援

③ 多様なニーズに対応した保育サービスの充実

勤務形態や勤務時間の多様化により、さまざまな保育形態が必要とされてきています。多様な働き方に対する保育ニーズに応えるため、一時預かり保育や延長保育、放課後児童クラブをはじめとする保育サービスを充実・実施します。

また、地域の住民が互いに子育てを助け合い、地域全体で子育てをするという意識の浸透を今まで以上に進めます。

具体的な取り組み
保育園運営事業の充実
延長・一時預かり保育事業の充実
放課後児童クラブ・放課後児童教室の充実
児童家庭相談事業の充実

④ 商工会・地域の事業者との連携と啓発

町内の事業所に対して、雇用に関する法令・制度を周知するため、通知文の送付や商工会への働きかけなど、積極的に情報提供や就業の場における男女共同参画の促進について認識を高める啓発を行います。

また、総合評価落札方式（※9）を用いて、女性の雇用や子育て支援に意欲的な事業所に対し、加点措置の検討を行います。

具体的な取り組み
地域の事業者への啓発
商工会との連携（事業所等への啓発促進）
総合評価落札方式による加点措置の実施

⑤ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

生涯にわたって女性が働きやすい環境を整備していくことが必要とされています。ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供による意識啓発、柔軟な就労形態や働き方、働きやすい職場環境の充実、家庭と仕事の両立支援の啓発に努めていきます。

具体的な取り組み
ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供と意識啓発
変形労働時間制（※10）、フレックスタイム（※11）制度等を周知・啓発
さまざまな就業形態の職員が働きやすい職場環境を整える
家庭と職場の両立したバランスのよい生き方をするための相談窓口の設置

⑥ 就労の場における男女平等の推進

男女雇用機会均等法等関係法令の周知を図るとともに、男女の格差の是正等について企業に働きかけ、性別にかかわらず、働きやすく、能力を発揮できる職場環境づくりの促進に努

めます。また、女性が地域を支える貴重な活力としての存在を顕在化させ、女性の能力を活用するために能力開発や人材育成にも努めます。

女性が出産・育児を経験しながら、生涯にわたって継続就業や再就職できることをめざし、男性についても年代やライフスタイルに応じて多様な働き方ができる環境づくりに努めます。農業従事者については、男女共同参画と経営の改善を一体的に推進する家族経営協定(※12) についての理解と促進を図ります。

具体的な取り組み
男女共同参画意識の企業への啓発
庁内の片方の性に偏らない人員配置
男性の育児休業制度や介護休業制度の利用に対する意識啓発
就労機会の情報提供と女性の意識拡大
個人の職業意識の向上
職業能力の開発や再就職への支援
商工自営業における男女共同参画の推進
家族経営協定締結の推進

基本方針Ⅲ 共生の心に満ちたあったかいまちづくり

【施策の方向性】 1 家庭生活における男女共同参画の推進



現状と課題

家庭での日常的な仕事における男女の役割分担の現状を見ると、女性が主に担当している場合が多くあります。「男は仕事、女は家庭」という固定的な役割分担意識を解消し、男女がともに社会に参加しやすい環境をつくっていくためには、家庭での男女共同参画を推進していくことが重要です。

また、家庭は、地域社会を構成する重要な単位です。特に子どもがいる家庭では、親の養育のあり方によって、子どもの成長が左右されます。子育てをしている家庭において男女共同参画を推進するためには、家庭教育の支援を強化していく必要があります。

具体的な取り組みの方向

① 家事、子育てへの男性の参画促進

家庭における性別役割分担意識は、全般的に「女性の担当」が多くなっている現状です。昔からの男女の固定的な役割分担や性別による気づかない差別を解消していくために、一人

ひとりの意識改革を進めていく必要があります。

女性に負担がかかる子育てにおいて、家事における男性の参加を促すために、「広報しらかわ」や町ホームページなどあらゆるメディアを活用して、家族で話し合う話題の提供に努めるほか、子育てや家事をテーマにした講座を開催します。実施にあたっては、母親だけでなく、父親やその家族にも参加してもらえようメニューを提供するとともに、日時や場所の設定にも配慮します。

具体的な取り組み
夫婦・親子向けの家事、子育て講座
子育て等における男女共同参画に関する情報提供の充実
役割分担意識解消の意識啓発

② 子育て家庭への支援

居住する地域に子育てをする人がいなかったり、離れていたりするなど、子育てが孤立化している現状も多く見受けられます。子育て不安に陥ったり、子育てで行き詰まった保護者が子どもに暴力を振るう状況に追い込まれたりする可能性もあります。子育てをしている家庭においての男女共同参画を推進するため、子育て家庭への支援を強化します。

具体的な取り組み
子育て世代包括支援センターの充実
子育て支援センター活動の充実
子育て情報ネットワークの充実
乳幼児健康相談、児童家庭相談事業の充実

【施策の方向性】 2 地域活動における男女共同参画の推進



現状と課題

P T A活動や子ども会活動等への参加状況は、多くの場合男性より女性の方が多く参加しています。しかし、自治会の会議や行事については、女性より男性の方が多く参加しています。現状では、自治会長やP T A会長などの役職への就任状況をみると、地域において意志決定の場への女性の参画率はまだ低いといえます。

地域活動の場においても、あらゆる立場の方が男女を問わずまちづくりに関わることができる環境を整えていく必要があります。

具体的な取り組みの方向

① 地域活動の役職などにおける女性登用の促進

地域活動は、最も身近な社会参加の場であり、そこで女性も力量を発揮していくことが、政策決定の場をはじめとする社会参画につながるものです。地域活動における女性のスキルアップを支援し、自治会などの地域活動の場においても、男女がともに等しく「参加」ではなく、「参画」できる環境を整えていきます。

具体的な取り組み
地域にある慣習の見直し
自治会などの地域役員への女性登用の推進

② 地域活動における男性の参画促進

子ども会や青少年育成、地域の見守りなど身近な地域での活動は、男性女性ともにバランスのとれた参画を働きかけます。

具体的な取り組み
男性女性ともにバランスの取れた地域活動計画の作成
男性女性ともにバランスの取れた地域活動への意識改革

③ 高齢者の地域活動への参画支援

退職後も地域社会に貢献するとともに、生きがいを持てるよう就労機会の提供を働きかけます。

また、高齢者の方が地域に関わる機会をつくるため、コミュニティ活動やボランティア活動に対して、支援・協力します。

具体的な取り組み
シルバー人材センターの活動支援
ボランティア活動の充実
社会福祉協議会との連携

【施策の方向性】 3 協働によるまちづくりの推進



現状と課題

近年、地域課題が多様化してきており、従来の行政サービスだけでは住民ニーズに対応することが困難なケースがでてきています。

行政だけでなく、住民や地域団体などが共に協力し合って取り組む事業や、参画する仕組みづくりを進め、それぞれの立場の特性を活かした取り組みが求められています。そのため、協働の意識を浸透させ、さまざまな事業への住民参画が進むよう意識啓発や、住民と行政が協働で事業に取り組むことができる機会を充実させていく必要があります。

具体的な取り組みの方向

① 住民が活躍するまちの推進

住民が住民参画の制度を利用して、男女が共にまちづくりに積極的に参画できるような機会を充実させます。そのため、地域で活躍する地域リーダーを育成するため、地域コミュニティ活動が活性化するように支援をします。

また、住民と町職員による地区懇談会を開催することで、協働のまちづくりを推進します。

具体的な取り組み
公募委員の参画促進
地域行事・地域活動の開催支援
地域リーダーの育成・町職員の育成

② NPO・ボランティア団体との連携強化と活動支援

NPO・ボランティア団体等との連携強化と活動支援を行い、住民一人ひとりの活動と交流が活発化する環境づくりに努めます。

また、ボランティアなどの活動に対する地域住民の理解を深め、世代・性別の隔てなく参加できるよう、地域での交流を広げながら活動を促進します。

具体的な取り組み
ボランティア団体への活動支援
NPOなどとの連携強化

③ 防災活動における女性の参画の推進

被災時には、男女の身体的・生理的な違いにより、男女双方の視点からの配慮が必要です。そのため、女性を含めた自主防災体制の強化を図り、男女が協力して防災活動ができる体制づくりに努めます。

また、避難場所におけるプライバシー確保のほか女性、高齢者、障がい者、外国人などへの配慮が必要であるため、人権保護や男女共同参画の視点を取り入れた避難支援体制、避難所開設に努めます。

具体的な取り組み
防災活動の分野における女性の参画推進
避難時、避難所における女性をはじめとする人権への配慮



【施策の方向性】4 社会的支援に関わる環境の整備と充実

現状と課題

障がい者やひとり親世帯、高齢者など、社会の変化を背景にさまざまな困難を抱えている人たちが増加しています。男女間の差だけでなく、障がいがあること、日本で働き生活する外国籍住民であることなど、複合的に困難な状況に置かれている人々が、自立し安心して暮らせる環境の整備を行う必要があります。

また、LGBTQ（※13）、SOGI（※14）等の性の多様性に配慮した視点を取り入れていきます。

男女共同参画の視点に立って、互いに助け合い、すべての人が暮らしやすいあたたかなまちづくりをめざします。

具体的な取り組みの方向

① 障がい者の自立した生活に対する支援

障がい者やその家族が安心して地域で暮らし続けることのできる環境づくりを推進するため、公共施設等のバリアフリー化をはじめ、障がい者が自立した生活が送れるよう各種支援を行います。

また、障がい児の早期からの療育に向け、関係機関と一体となった総合的な支援体制の充実を図ります。

具体的な取り組み
公共施設等の点検・整備の実施
総合的な療育体制の整備
障がい者(児)福祉サービスの充実
障がい者(児)の自立への支援
障がい者(児)相談支援体制の整備

② 高齢者の自立した生活に対する支援

高齢化がますます進むこれからの社会において、高齢者が自立し安心して暮らすことのできる社会づくりが必要です。

介護保険制度の適正な運用のほか、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、

介護予防や高齢者の生きがいづくりなど、高齢者に対する支援を行います。

また、高齢者が地域で孤立しないよう地域での見守り体制を一層強化します。

具体的な取り組み
公共施設等の点検・整備の実施
地域包括支援センターの機能の強化
介護保険サービス・高齢者福祉サービスの充実
社会福祉協議会との連携
高齢者の生きがいづくり
見守り制度の充実

③ ひとり親世帯の自立した生活に対する支援

ひとり親世帯では、仕事・家事・子育てなどをすべて一人で負担しており、精神的、経済的に不安定な状況におかれる可能性があります。ひとり親世帯の生活の安定のため、精神的安定と経済的な自立を促進する支援を行います。

具体的な取り組み
ひとり親世帯に対する支援相談体制の充実

④ 外国籍住民の自立した生活に対する支援

外国籍住民が、言葉や生活文化の違いにより暮らしの中で不便さを感じるものが少なくなるよう、外国籍住民への相談業務や情報提供を行います。

具体的な取り組み
多文化共生社会づくりに向けた意識啓発
日本語教室等を通じた文化・生活様式等の伝達
相談・情報提供

⑤ LGBTQ、SOGI等に配慮した取り組み

体の性だけでなく、心の性など、性の多様性に配慮した公文書の作成や正しい知識の意識啓発に努めます。

具体的な取り組み
LGBTQ、SOGI等に配慮した公文書作成
LGBTQ、SOGI等への正しい理解と意識啓発

用語説明

◆ セクシュアル・ハラスメント（※1）

性的嫌がらせ。特に、職場などで相手方の意に反した性的・差別的な言動。また、その言動に対する相手の対応によって不利益を与えたり、就業環境を悪化させたりすること。

◆ ドメスティック・バイオレンス【DV】（※2）

家庭内における暴力行為。特に夫や恋人など法律上の婚姻の有無を問わず、親しい関係にある男女間にある暴力行為のこと。

身体的な暴力行為のほか、精神的な暴力、性的暴力、言葉の暴力、細かい監視なども含みます。

◆ パワーハラスメント（※3）

職場の権力を利用した嫌がらせ。職権などのパワーを背景にして、本来の業務の範疇を超えて、継続的に人格と尊厳を傷つける言動を行い、就労者の働く環境を悪化させる、あるいは雇用不安を与えること。

◆ ワークショップ（※4）

参加者が専門の助言を得ながら、問題解決のために行う研究集会。

参加者が自主的活動方式で行う講習会。

◆ パブリック・コメント（※5）

国などの行政体が、法律等の規制の制定、改廃や、それに係わる政令、省令などを定める際に、その案を一般に公表して広く意見を求める制度。

◆ リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（※6）

「性と生殖に関する健康と権利」と訳されています。身体的、精神的、社会的に良好な状態にあり、安全な性生活を営み、子どもをいつ何人産むか、また産まないかなどを、当事者である女性に幅広い自己決定権を認めようとする考え方で、妊娠、出産、中絶に関わる女性の生命の安全や健康を重視した考え方。

◆ 育児・介護休業法（※7）

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

◆ ワーク・ライフ・バランス（※8）

仕事と生活の調和と訳されています。国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活においても、子育て期、中・高年期、といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

◆ 総合評価落札方式（※9）

競争入札の一種であるが、従来の価格競争型での競争入札ではなく、総合評価方式は入札価格だけでなく、総合的に最も「社会的要請を満足出来る」業者を選定できる方式

◆ 変形労働時間制（※10）

雇用者と労働者が労働時間の短縮を進めていくことが容易となるように定められた法の枠組み。労働者の生活設計を損なわない程度において労働時間を弾力化し、業務の繁閑に応じた労働時間の配分等を行うことによって、労働時間を短縮することを目的とする。

◆ フレックスタイム（※11）

1日の労働時間は一定とするが、入社・退社時間を各自の裁量にゆだねる勤務制度。入社・勤務していなければならない拘束時間帯（コアタイム）を設けることもある。

◆ 家族経営協定（※12）

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営をめざし、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境等について、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるもの。

◆ LGBTQ（※13）

Lesbian（レズビアン 女性同性愛者）、Gay（ゲイ 男性同性愛者）、Bisexual（バイセクシュアル 両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー 性別越境者）、Questioning（クエスチョニング 自分の性別がわからない人や意図的に決めていない人）の頭文字をとった単語で、性的少数者の総称のひとつ。

◆ SOGI（※14）

Sexual Orientation and Gender Identity（性的指向と性自認）の頭文字をとった単語。自分の性の認識と好きになる性がどんな対象なのかという、すべての属性を表す。

(資料)

1. 白川町男女共同参画推進委員会設置要綱

白川町男女共同参画推進委員会設置要綱

令和3年11月10日 訓令甲第37号

(目的)

第1条 白川町における男女共同参画推進にあたり、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進するため、白川町男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について意見及び提言を行う。

- (1) 白川町男女共同参画計画の推進に関すること。
- (2) 男女共同参画社会についての施策に関すること。
- (3) その他委員会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3条 委員会の委員は、10人程度で構成し、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 人権擁護委員（人権擁護委員法（昭和24年法律第39号）第6条）
- (2) 教育委員会委員（教育委員会法（昭和23年法律第170号）第7条）
- (3) 民生委員児童委員（民生委員法（昭和23年法律第198号）第5条）
- (4) 社会教育委員（社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条）
- (5) 自治協議会長
- (6) 消防団役員・女性防災クラブ運営協議会役員
- (7) 商工会に加入する町内事業者
- (8) その他町長が必要と認めた者

2 前項第1号から第7号に規定する者への委嘱は、当該団体が推薦した者の中から行う。このとき、男女のいずれの委員の数も委員の総数の10分の4未満にならないよう委嘱しなければならない。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1名を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年11月10日から施行する。

2. 白川町男女共同参画推進委員名簿

団体名	氏名	備考
教育委員会委員	安江 和弘	
教育委員会委員	鈴木 由美子	
人権擁護委員	尾関 幸憲	
人権擁護委員	熊崎 ゆり子	
主任児童委員	瀬瀬 慶子	
自治協議会長	藤井 保明	
消防団	山中 剛彦	
女性防災クラブ運営協議会	藤井 美佐子	
事業者(商工会)	大脇 ちさと	副委員長
社会教育委員	瀬瀬 守章	委員長

白川町男女共同参画計画

策定：令和4年度（令和4年3月）

■岐阜県白川町役場 企画課 ■〒509-1192 岐阜県加茂郡白川町河岐 715 番地
■電話：0574-72-1311 ■ファックス：0574-72-1317
■E-mail：kikaku@town.shirakawa.lg.jp